

声なき声を聴く

2013年度
(平成25年度)



はじめに

平成5年に女性課(現:男女共同参画課)がスタートした時点から設置されている相談室では、一貫して『ジェンダーの視点、生活者の視点』を持って相談にのることを念頭に置き、その業務にあたっています。

男女共同参画センターで相談業務を行うメリットとして、

ひとりの女性の問題を福祉の分野を含めトータルに把握し、途切れのない対応・支援をしていける。

フェミニスト・カウンセリングの知識や技術を生かした相談を行うことができる。

男性の出入りが、市役所と比較して格段に少ないため、特にDV被害者にとっては安心、安全な相談場所となっている。

等々をあげることができると思います。

相談室開設当初は、1人の婦人相談員でスタートしましたが、業務が多忙を極めたため、平成14年に1人増員し、平成23年2月からは3人の婦人相談員がその業務にあたる体制となりました。

この20年間、相談室で発せられる女性たちの抱える問題は、個人の問題であると同時に、ここ四日市に生活する多くの女性たちに共通する社会の課題として受け止めてきました。相談者が自分の問題、課題に立ち向かう力をつけ(エンパワーメントする)、自分らしい生き方をするために、相談室として何ができるのか、どのような支援が必要なのかを考え、実行すると同時に、行政としての課題を明らかにし、問題解決に必要な施策につなげていく取り組みも続けています。

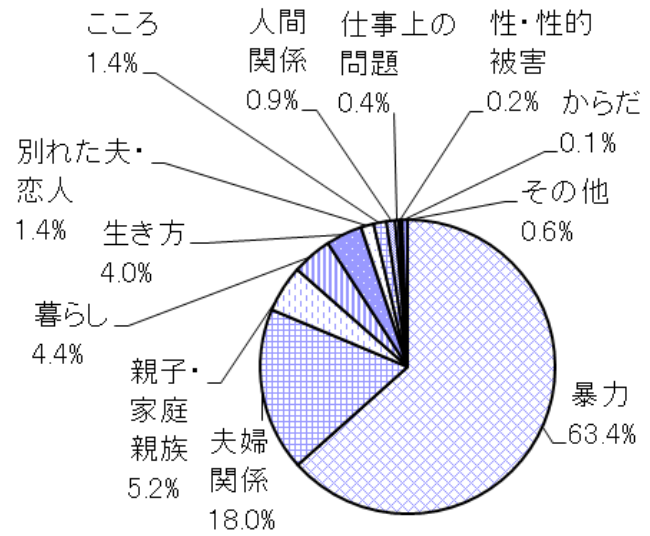
< 目次 >

. 相談件数とその内訳 1~4
. 年齢別相談件数 5
. 女性のための相談としての取り組み 6~9
. より充実した相談をめざして 10~11



相談件数とその内訳

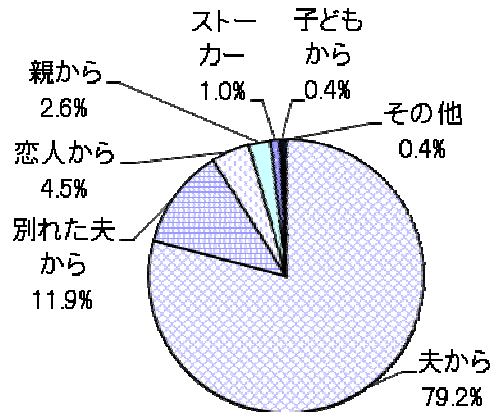
主訴	電話	来所	巡回	合計	%
暴力	1,957	177	144	2,278	63.4%
夫婦関係	458	178	10	646	18.0%
親子・家庭親族	139	37	9	185	5.2%
暮らし	135	6	17	158	4.4%
生き方	100	41	2	143	4.0%
別れた夫・恋人	42	7	1	50	1.4%
こころ	44	0	7	51	1.4%
人間関係	30	4	0	34	0.9%
仕事上の問題	13	2	0	15	0.4%
性・性的被害	5	1	1	7	0.2%
からだ	5	0	0	5	0.1%
保護・更生	0	0	0	0	0.0%
その他	22	0	0	22	0.6%
合計	2,950	453	191	3,594	100.0%



巡回： 婦人相談員が、関係機関等へ出向き、ケース対応をすること。
電話の件数には、関係機関等への報告・連絡・調整対応等が含まれます。

相談の主訴のトップは、暴力の相談 (相談全体の63.4%)

暴力の相手方	電話	来所	巡回	合計	%
夫から	1,564	138	102	1,804	79.2%
別れた夫から	230	22	19	271	11.9%
恋人から	78	9	16	103	4.5%
親から	50	4	5	59	2.6%
ストーカー	22	2	0	24	1.0%
子どもから	7	1	0	8	0.4%
その他	6	1	2	9	0.4%
合計	1,957	177	144	2,278	100.0%



暴力(DV)には、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、さまざまな暴力の形(経済的暴力・精神的暴力・性的暴力・社会的暴力)があることの周知により、「自分がされていることは暴力になるのだろうか」という相談が多く寄せられるようになりました。その反面、身体的な暴力の日常化により、「これくらいは暴力にはならない」と思っている相談者もいます。四日市市が、「四日市市配偶者からの暴力(DV)防止基本計画」(平成25年3月)策定に向けて、平成23年度に実施した「配偶者からの暴力(DV)に関する市民意識調査」では、配偶者等から何らかの暴力行為を受けたのは、4割強。性別で見ると、女性の約5割が、何らかの行為を受けた経験があるという結果が出ました。(男性では約3割台)

相談では、相談者に暴力について正しい理解をしてもらいながら、関係機関(警察、家庭児童相談室、保健所、保護課などの社会福祉事務所など)とも連携し、安全で安

心な生活を送るために、継続的な精神的支援とともに具体的な生活支援も行っていくことが必要となります。

相談者が親子関係を主訴に相談をしてきても、親や子からの暴力がある場合があります。子どもの時に受けた暴力、親のDVを見て育ったことが、現在の暴力に苦しむ根底に潜んでいることもあります。「児童虐待防止法」では、配偶者に対する暴力の場に子どもを居合わせることも、子どもへの虐待であると定義されています。(1) 被害者への支援は、暴力の連鎖を断ち切り、次の世代の暴力を生まないためにも重要です。

暴力(DV)が原因で別居や離婚を進めている、あるいは進めている中での親権や養育費、財産分与の問題は、相談者の主訴により、暴力の相談件数に入っていない場合もあり、暴力を受けている相談者の数は多くなると考えられます。

平成25年度に一時保護を行った女性は10人。「DV防止法」申請に伴う支援(保護命令の申立支援(2))を行ったのは、3人でした。

(1) 児童虐待防止法…「児童虐待の防止等に関する法律」(第2条に規定)

(2) DV防止法…平成13年に制定され、平成16年、19年、25年に改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(第4章10-22条に規定)

相談の主訴の2番目は、夫婦関係の相談(相談全体の18.0%)

夫婦関係の相談は、「離婚・別居にかかわる問題」「夫の家出や蒸発」「夫の浮気」「夫の酒乱や薬物中毒」「夫の賭け事や借金」「性格の不一致」「性的問題」などが含まれます。

相談者の辛い思いを受け止めるだけでなく、関係機関と連携して、相談者の生活を支援していくためのさまざまなサポートや、離婚に際しての慰謝料、財産分与、養育費や親権などの調停や裁判などを、相談者が主体的に進めていくための支援である法律相談が必要です。

夫婦関係の悩みの背景には、「結婚生活に対する男女の期待の格差」「女性の経済的自立の問題(性別による賃金格差、M字カーブ(3)等)」「性別役割分担意識による夫の家事育児への無理解」や、「安易な人間関係(ネットによる出会い、予期せぬ妊娠)による結婚」もあると思われます。

(3) M字カーブ…日本人女性の年齢階級別の労働力率(15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合)をグラフで表した場合の曲線の形がM字になることから付けられた。女性が働き続けるための条件が整っていないため、結婚・出産等で仕事を辞め、家事育児に専念し、育児が終了した後に再度就労する働き方を表す。再就職の雇用形態は非正規が多く、労働条件が悪くなる(社会保障がない、低賃金、不安定な雇用等)ことが多い。

親子・家庭親族の相談(相談全体の5.2%)

親子・家庭親族についての相談は、「子」「親」「義理の親・子」「兄弟姉妹」「親族」と、相談の対象はさまざまです。また、「子」への「虐待・育児不安」、親の「介護・扶養」、親族間の「相続・遺言・財産問題」など、多岐にわたります。

子との関係では、相談者が親とどのような関係の中で育ってきたのかという成育歴も背景にあります。親や姉妹兄弟、親族との関係では、家制度のしがらみによる子や嫁としての役割の押しつけからの辛さが見られます。継続的に話を聴き、問題を整理して

いくことが必要となります。

また、介護、生活困窮、生活環境にかかわる問題や相続など財産にかかわる問題は、専門的な機関や法律相談につなげ、適切な情報提供を行っています。

別れた夫・恋人の相談(相談全体の1.4%)

別れた夫についての相談は、養育費の支払いや面会などの問題と、本人への嫌がらせなどがあります。夫婦間の問題でも述べましたが、関係機関と連携して、相談者を支援していくためのさまざまなサポートを行っています。暴力(DV)により離婚した場合、主訴を暴力とするため、別れた夫との問題はありますが、相談件数には入りません。

暮らし・生き方・こころ・人間関係・仕事上の問題・からだの相談

(相談全体の11.2%)

相談者が前を向いて自分らしく生きていくために、男女共同参画センターとしては大切な相談です。「夫に食べさせてもらっている」「病気のときでも、専業主婦の自分が家事を一切しなくてはいけない」「当たり前のことできない自分が悪い」と、相談者がジェンダー (1)に縛られ、自分自身を生きにくくしているという場合もあります。生きにくさから、こころやからだの問題につながる場合もあります。

フェミニスト・カウンセリング (2)の知識や技術を生かした相談をしながら、具体的な生活の支援から精神的な支援、医療関係等の専門機関へのつなぎなど、相談内容に応じた適切な情報提供とともに、関係機関と連携して支援しています。

パワーハラスメント (3)については、相談内容によって、三重労働局雇用機会均等室などの関係機関につなげるなどの対応をしています。

- (1) ジェンダー…女性・男性に関する性の区別の中で、「女らしさ、男らしさ」といった、社会的・文化的に決められてきた区別とそこから来る格差のこと。
- (2) フェミニスト・カウンセリング…「女性の生き難さは個人の問題ではなく、社会の問題である」という視点を持った女性のためのカウンセリング。
- (3) パワーハラスメント…「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」。平成13年にクオレ・シー・キューブ(岡田康子代表)が提唱した和製英語。厚生労働省は平成24年1月30日、職場における「パワーハラスメント」の定義を発表した。

性・性的被害と保護・更生の相談(相談全体の0.2%)

婦人保護事業は、「売春防止法」に基づいて行われています。買売春の実態(援助交際、出会い系ネット、風俗業の複雑化など)は、さまざまに形を変え、ますます見えにくくなってきていますが、買売春は存在しています。レイプや痴漢については、警察が関わることが多いと思われそうですが、どれほどの被害者が声に出して被害を届けられているかは疑問です。相談室が、当事者の相談できる場として周知をしていく必要があります。

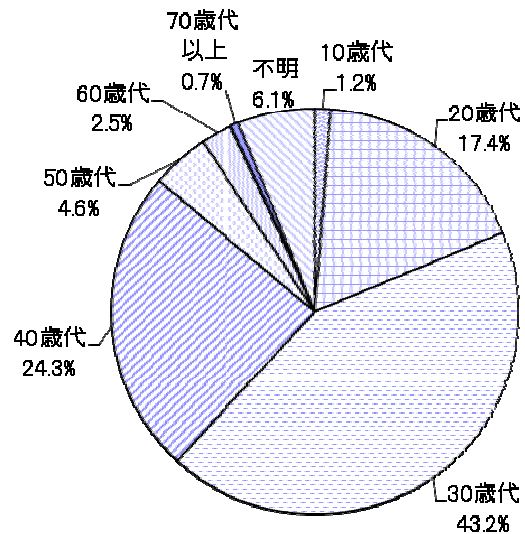
セクシャルハラスメントについては、パワーハラスメントと同様の対応をしています。

本人がDVを訴える場合、子どもへの性的虐待もみられることがあります。性的虐待

は、スムーズな専門的かかわりが必要となるため、即刻、通告義務が生じ、家庭児童相談室や児童相談所との連携が必須となります。また、相談者は現在の状況を主訴にしてきますが、生育途中で受けた性的被害が起因していることがあります。おとなになっても、対応できる機関が必要です。

年齢別相談件数

年齢	電話	来所	巡回	合計	%
10歳代	35	4	5	44	1.2%
20歳代	536	45	45	626	17.4%
30歳代	1279	192	81	1,552	43.2%
40歳代	688	140	45	873	24.3%
50歳代	113	45	8	166	4.6%
60歳代	64	19	6	89	2.5%
70歳代以上	18	6	1	25	0.7%
不明	217	2	0	219	6.1%
	2,950	453	191	3,594	100.0%



相談者の年齢層

10歳代の相談では、親からの暴力やデートDVがみられます。親や交際相手も含め、相手との対等な関係の中で、他者に依存するのではなく、自分の生き方を自分自身で考え、自ら決断することの大切さを学ぶ場の必要性を感じます。

20歳代は、予期せぬ妊娠などによる安易な結婚による問題(DV、離婚)がみられます。子どもが幼少で、本人の社会生活経験が少ないこともあり、問題を解決するには、多岐にわたる機関との連携が必要となります。

30歳代は女性の生き方の分岐点といえます。「結婚したけれど、こんなはずじゃなかった」「おとなになっても、親との問題が整理できない」「職場での人間関係がうまくいかない」など、さまざまな問題が寄せられます。これらの問題の背景には、「結婚生活に対する男女の期待の格差」「密着した親子(家族)関係の中で、親離れ、子離れができないこと」「職場で女性が“女性役割”に縛られる問題」などが背景になっていると思われる。

40歳代も30歳代と同様な悩みがみられ、親との関係が子どもとの関係に大きく影響していることがあります。

50歳代になると、親との関係とともに、介護や相続の問題もでてきます。また、子離れ・親離れができない親子の関係からの問題も多くみられます。加齢による自分自身のからだについての相談も、寄せられています。

60歳代以上の相談は、平成19年4月に離婚時の年金分割制度が実施されたことで離婚を決意したり、DVへの認知度が高まっていることから「夫に怯えることなく、自分らしい安心した生活を送りたい」となったり、自分の悩み(家族、親族、嫁姑、近所、地域等の問題)を声に出すことができるようになってきたりしているのではないかと思います。

離婚時の年金分割制度…平成19年4月1日以後に離婚等をし、「婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)があること」「当事者双方の合意または裁判手続により按分割合を定めたこと。(合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、裁判所が按分割合を定めることができる)」「請求期限(原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内)を経過していないこと」の条件に該当したとき、当事者の一方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を当事者間で分割することができる制度。

・女性のための相談としての取り組み

相談室では、女性が「自分らしく生きる」上で、必要な情報を提供したり、抱えている問題を解決するために一緒に考えたり、それに伴う具体的な支援を、関係機関と連携を図りながら進めています。女性たちが自立し、生き生きと社会参画していけるよう、様々な取り組みをしています。

DV防止への取り組み

(1) DV防止講演会の開催

11月25日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」であり、内閣府においては、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、全国的に取り組を進めています。本市においては毎年、テーマを決めて、「DV(ドメスティック・バイオレンス)防止講演会」を開催しています。

今年度は、11月14日(木)に、当相談室のスーパーバイザーで、四日市市の婦人相談員の先輩でもある、鈴木文子さんを講師に迎え、「『声なき声を聴くDV相談』をめざして」をテーマに、DVについての基本的な知識やDV被害者やその子どもたちを支援するために、関係機関がどうつながっていけばよいのかを学びました。参加者から、「DVは子どもに対する虐待になるので、早期発見を心掛けたい」「子どもに対するこころのケアが必要」などの声をいただきました。

DV防止のための啓発やDV被害者の自立支援に向けて、DVに対する正しい理解をしてもらうことを目的に、今後も継続していくことの重要性を感じています。

(2) デートDV予防教育/ジェンダー平等教育出前講座(研修)の開催

ジェンダーの視点を学び、子どもたちに「ありのままの自分」「ありのままの他者」を受容・表現すること、また、将来の可能性を広げ、多様な生き方を尊重できる力を育むことを目的として、平成23年度から、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等の園児、生徒、保護者、職員を対象に、デートDV予防教育/ジェンダー平等教育出前講座を開催しています。若年層へのDV予防・人権教育は、「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止計画」でも、前期(平成25～26年度)に重点的に取り組むべき事項の一つとして位置づけています。

今年度は、平成25年6月21日から平成26年2月19日まで、市内の保育園12園、幼稚園8園、小学校7校、中学校3校、高校3校、大学2校、学童保育所1カ所と教職員研修の合わせて37カ所で、67講座、3,986人に受講していただくことができました。講師には、保育園・幼稚園・小学校は四日市市人権擁護委員協議会(会長:上野尚子さん)の皆さん、中学校・高校・大学は三重県男女共同参画センターの派遣講師、また受講対象に合わせて川西寿美子さん(大阪私立学校人権教育研究会指導員)や具ゆりさん(日本心理学会認定心理士)と、多彩な方々をお迎えしました。

DV被害者への支援

警察をはじめ他の相談機関等との連携をとりながら相談者の支援にあたるため、多機関同席の面接やケース検討会議のコーディネーターとしての役割を果たしました。

(1) 住民基本台帳事務における支援措置について

DVやストーカーの加害者が被害者の所在を追求する可能性がある場合、本市においては平成21年度から、当センターが発行する意見書で住民基本台帳等の閲覧制限の手続きをすることができるようになりました。また、必要に応じて、手続きの同行支援も行っています。なお、住民基本台帳等の閲覧制限は、1年毎に更新の手続きが必要となります。

(2) 相談証明の発行

相談室で相談を受けている女性たちの自立支援のために、必要に応じて、医療、住宅、就労、裁判所等の手続きのために、当センターに相談があったことの証明書を発行しています。

(3) 四日市市緊急避難支援事業について

配偶者等身近な男性から身体的、精神的な暴力等による被害、またはストーカー行為等を受け、これが繰り返されるおそれのある女性等の福祉の向上と自立支援を図ることを目的に、避難に要する費用及び自立に向けての活動に要する費用を支給しています。DV防止法等により本市が保護の義務を負う被害女性や、ストーカー行為を受けている女性等で、近親者等から金銭等の援助を受けることができず、現に経済的に困窮していて、避難のための緊急な支援が必要な人が利用できるようになっています。今年度は2人のDV被害者が支援を受けました。

(4) ワンストップサービスについて

相談者が、庁内の各課で何度も同じ相談をしなくてもすむように、DV被害者支援シートを活用することにより、相談内容の共有化を図り、相談者の心理的負担の軽減を図っています。また、県内他市町へ避難した被害者のためには、県内のDV相談共通シートを活用し、避難先での支援が円滑に受けられるようにしています。

関係機関との連携

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議

児童福祉法とDV防止法に基づき、要保護児童と配偶者からの暴力を受けた者及びその養育する子の早期発見、適切な保護、適切な支援等を図ることを目的として、ネットワーク会議を開催しています。この会議は、関係機関等から推薦を受けた委員及び推進委員をもって構成し、要保護児童等の情報交換や要保護児童等に対する支援、子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止を推進するための啓発活動に関する事項等を協議しています。このネットワーク会議での各関係機関からの報告からも、子どもの虐待とDVは、密接な関係があると認識しています。

今年度は、このネットワーク会議との共催で、DV防止講演会を行いました。

女性のための臨床心理士相談

相談室に訪れる女性たちの多くが、心に大きな傷を負っています。その原因としては、親、兄弟姉妹、子ども等との軋轢や、親や配偶者等からの暴力があります。そして、そのような環境の中で自己を見失い、心の整理ができていないことがほとんどです。

婦人相談員が面接し、臨床心理士相談の必要性を認めたケースを、毎月1回実施された臨床心理士相談につなげています。

今年度は5人の相談者が、合計47回の相談を受けました。また、相談員も臨床心理士からのアドバイスを活かし、相談にあたることができました。

相談者の自立支援のため、今後も継続して実施することが必要と考えています。

女性のための法律相談

毎月1回「女性の弁護士による法律相談」を実施しています。女性が抱えるさまざまな問題に、女性の弁護士から専門的なアドバイスをもらっています。

今年度は、22件の相談を受けました。また、相談員も弁護士からのアドバイスを活かし、相談にあたることができました。また、学習の機会もありました。

相談者の自立支援のため、今後も継続して実施することが必要と考えています。

女性のための夜間電話相談

昨年度は、電話相談ボランティアによって月1回第4水曜日に行っていた夜間電話相談(18:30～20:30)を、より多くの女性たちの相談の場にするため、今年度からは相談員3人も対応し、毎週水曜日に行いました。

相談件数は13件ですが、面接につながったケースもあり、「夜間だから、相談できた」という声もありました。しかし、周知等の課題やニーズをふまえ、検討していくことが必要と考えます。

相談員のスキルアップについて

多岐にわたる相談に対応するためには、相談員の力量が重要になるため、相談員の資質向上の研修にも取り組んでいます。

(1) スーパービジョン

相談員の資質向上を目的に、今年度もスーパーバイザーの指導を受け、研修をしました。相談者の立場に立ったフェミニストカウンセリングを目指して、逐語録の検証やロールプレイなどを、電話相談ボランティアも一緒に行いました。この研修を通して、相談員が独りよがりになることなく、相談者に寄り添った相談の展開ができるようにしています。

相談者にとって、よりよい相談を行うためにも、スーパービジョンは不可欠です。

(2) ケース検討会

3人の相談員が担当した相談者への支援について、相談員個々の対応ではなく、相談室全体で共通認識を持てるように、随時、ケース検討会を行っています。対応困難なケースについては、スーパーバイザーの指導も受け、相談室担当の職員も加わり、課題や方向性を見直しながら、相談室全体のスキルアップにもつなげていきます。

・より充実した相談をめざして

相談事業の充実

相談者がいつでも相談できる環境を整えるために、9:00～16:00まで電話相談を行いました。また、夜間電話(18:30～20:30)を、より多くの女性たちの相談の場にするため、毎週の水曜日に行いました。平成26年度も、行う予定をしています。

また、男性に向けては、専門の男性相談員による「男性のための電話相談」を7月から行い、20～60歳代の幅広い年齢層の方から、「妻へのDV」「わが子の望まない妊娠」「仕事のこと」「夫婦関係のこと」「離婚の相談」「孫のこと」「性の悩み」など多様な相談がありました。平成26年度も、一般の行政相談では対応が困難なその人の生き方に関わる相談に応じ、ジェンダーの視点についても示唆をしながら、より自分らしい生き方について共に考える場として、男性相談員による男性のための相談を行う予定をしています。

心のケアとしての臨床心理士相談を、平成23年度から継続して実施しています。相談者の話を相談員が聴き、必要に応じて臨床心理士につなげていきますが、平成25年度は、女性の臨床心理士による臨床心理士相談を行いました。平成26年度には、相談員が相談者一人一人の支援についてのアドバイスを受けるために、臨床心理士とアドバイザー契約を予定しています。

精神的に不安定な方の相談は、医療関係等の専門機関へのつなぎなど、内容に応じて、関係機関と連携して支援をしていきます。

法律相談は、離婚やドメスティック・バイオレンス等で悩む女性たちの相談が多く寄せられ、内容が複雑化、専門化し、弁護士からの助言が必要なケースが多くあります。しかし、「女性のための法律相談」が月1回しか実施されていないので、相談者の早急に回答がほしいというニーズに対応できませんでした。そこで平成26年度からは、弁護士とアドバイザー契約を結び、必要に応じて、相談員がいつでも相談できる体制を整備する予定をしています。

多文化共生の課題

四日市市には多くの外国人が生活をしています。夫等からの暴力を受け、相談室にたどり着く人が年々増えているように感じています。そこで直面するのが「言葉」の問題です。中には相談員との日常会話すらできない人もいます。日常会話はできても、DV防止法や支援に係わる制度的な会話は成り立たないことも多いのです。その結果、問題解決に莫大な時間と労力を要するだけでなく、誤解が生じたりすることもあります。

現在、四日市市で相談を受ける場合、スペイン語・ポルトガル語については、多文化共生推進室に通訳派遣を依頼して対応しています。しかしながら、緊急の相談や、英語・中国語・タガログ語等の対応が困難です。また、DV被害者である外国人相談者が相談室の助言のもと、病院や警察等の関係機関に出向く時には対応できません。このため、はもりあ相談室以外で通訳が必要な場合、今年度は「三重県 DV 被害者支援委

託事業」を活用して、必要に応じ、文化国際課が負担をして、通訳派遣を依頼しました。

今後、四日市市に生活をしている外国人相談者が、安心して相談できる体制づくりを検討する必要があります。

住民基本台帳事務における支援措置について

DV及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、住民基本台帳等の閲覧制限があります。国は、DV及びストーカー行為等に加え、児童虐待、その他これらの行為に準ずる行為を追加するため、事務処理要領の一部を改正(平成24年10月)しました。

四日市市では、支援措置にかかる加害者の対象を「配偶者等」と「ストーカー」に限定していましたが、国の改正に伴い、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の様式を変更しました。この変更に伴い、「親」や「子ども」から暴力を受けているという相談者へも対応することはできるようになりましたが、保護の根拠となる法律がないため、そのハードルは高く、今後の法整備が望まれます。

多様な連携

相談者の気持ちにそって話を聴き、支援をしていくためには、関係機関との多様な連携が必要になります。相談者の意思を尊重しながら、いかに連携をスムーズにコーディネートしていくかが、相談室の大きな課題と言えます。今後も、必要に応じ関係機関とのケース検討会などを設け、相談者の支援にあたっていきます。

<今年度連携をもった機関>

庁内 子ども保健福祉課(家庭児童相談室、給付係)、保護課、障害福祉課、介護・高齢福祉課、市民課、市営住宅課、保険年金課、教育委員会、保健所、文化国際課

庁外(民間を含む)

三重県女性相談所、三重県警察本部、四日市北警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、日本年金機構、津地方裁判所四日市支部、津家庭裁判所四日市支部、北勢児童相談所、保育園、小学校、中学校、大学、母子生活支援施設、婦人保護施設、障がい者施設、障がい者支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、NPO法人四日市男女共同参画研究所、NPO法人女性と子どものためのヘルプライン・MIE、公益財団法人三重県国際交流財団、四日市市社会福祉協議会、母子福祉センター、他市町行政職員、医療機関、弁護士、行政書士、不動産業者、引越し業者など



お問い合わせ・ご意見をお寄せください。

発行 2014.6.1 四日市市男女共同参画センター 三重県四日市市本町9-8 本町プラザ3階
TEL: 059(354)8331 FAX: 059(354)8339 Email: kyoudousankaku@city.yokkaichi.mie.jp